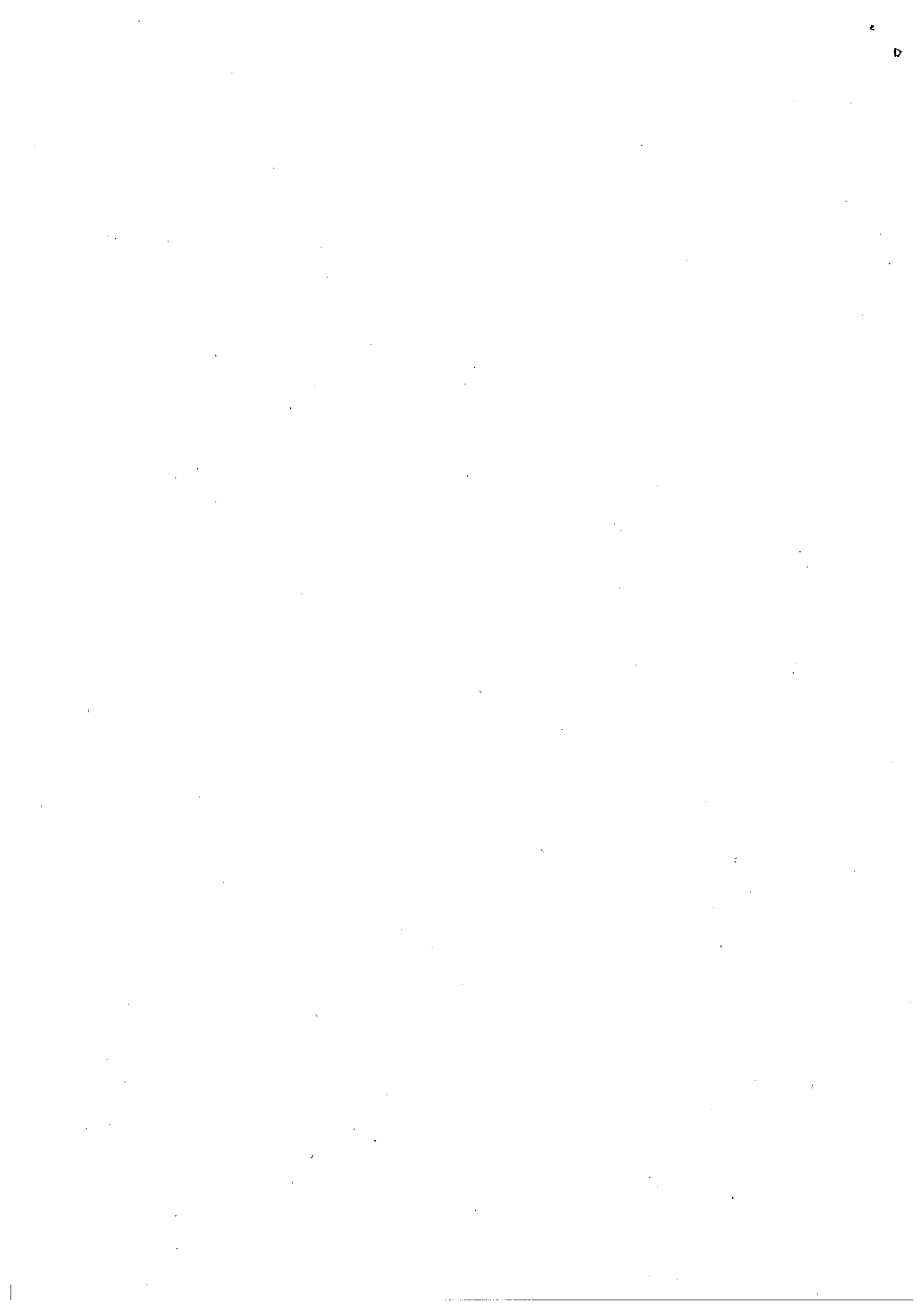


第20号議案 平成31年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

目次

1	平成31年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算総括表	P 1
2	長崎市後期高齢者医療事業に係る会計のしくみ	P 2
3	平成31年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算のポイント	P 3～4
4	平成31年度の保険料算定方法	P 5
5	平成31年度の制度見直しについて	P 5～6
6	本市の後期高齢者医療の概要（参考）	P 7
7	後期高齢者医療制度における医療費の流れ等について（参考）	P 8



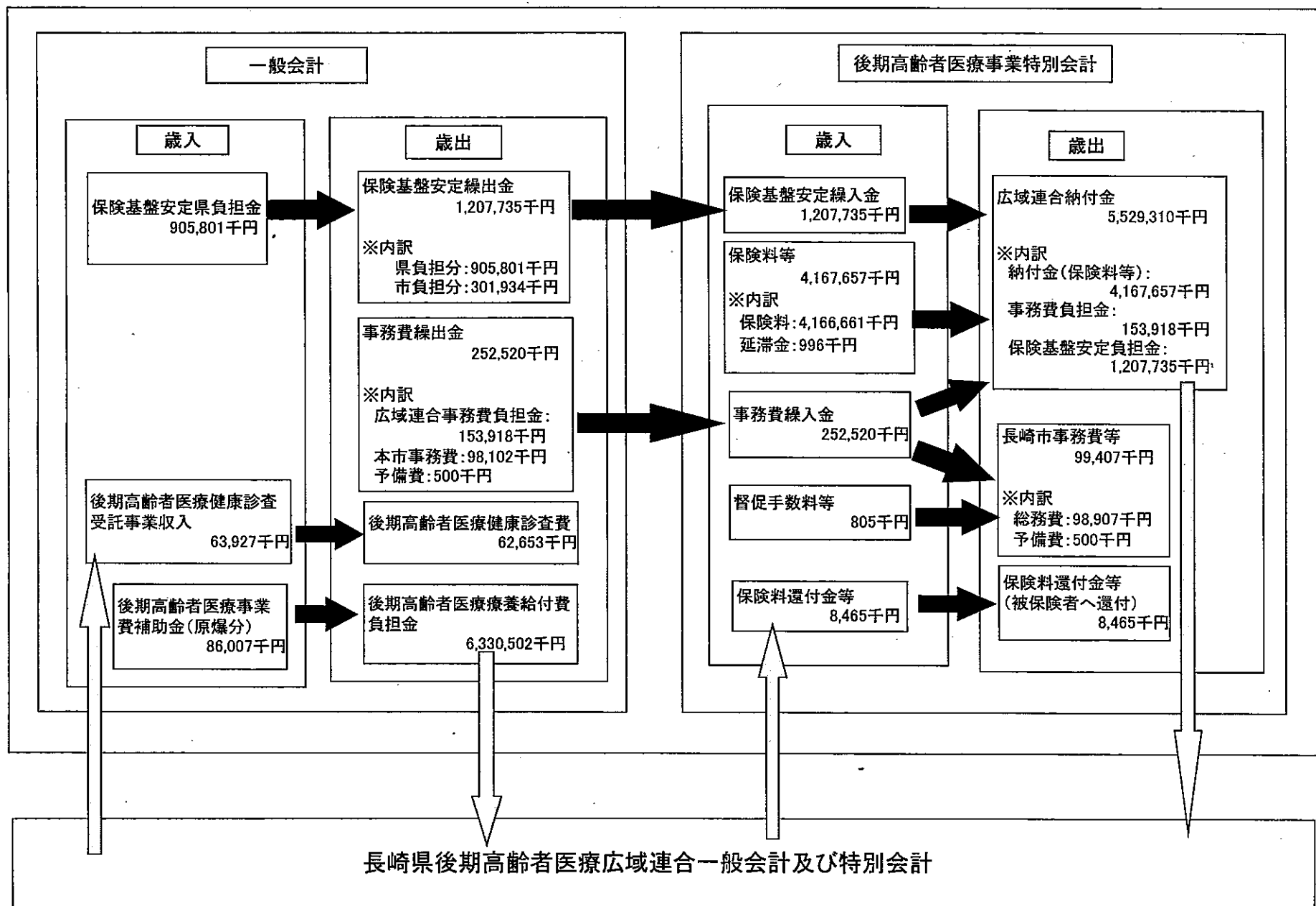
1 平成31年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算総括表

(単位:千円)

歳 入					歳 出						
款	項	目	31年度 当初予算 A	30年度 当初予算 B	増減 A-B	款	項	目	31年度 当初予算 A	30年度 当初予算 B	増減 A-B
1		後期高齢者医療保険料	4,166,661	4,039,969	126,692	1		総務費	98,907	53,950	44,957
	1	後期高齢者医療保険料	4,166,661	4,039,969	126,692		1	総務管理費	71,894	31,954	39,940
		1 特別徴収保険料	2,610,526	2,491,764	118,762			1 一般管理費	71,894	31,954	39,940
		2 普通徴収保険料	1,556,135	1,548,205	7,930		2	徴収費	27,013	21,996	5,017
2		使用料及び手数料	531	516	15			1 徴収費	19,389	18,420	969
	1	手数料	531	516	15			2 滞納処分費	7,624	3,576	4,048
		1 証明手数料	1	1	0	2		後期高齢者医療広域連合納付金	5,529,310	5,426,570	102,740
		2 督促手数料	530	515	15		1	後期高齢者医療広域連合納付金	5,529,310	5,426,570	102,740
3		繰入金	1,460,255	1,439,625	20,630			1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,529,310	5,426,570	102,740
	1	一般会計繰入金	1,460,255	1,439,625	20,630			2 滞納処分費	7,624	3,576	4,048
		1 保険基盤安定繰入金	1,207,735	1,198,523	9,212			後期高齢者医療広域連合納付金	5,529,310	5,426,570	102,740
		2 事務費繰入金	252,520	241,102	11,418	3		諸支出金	8,465	9,004	▲ 539
4		繰越金	1	1	0		1	償還金及び還付加算金	8,465	9,004	▲ 539
	1	繰越金	1	1	0			1 保険料還付金	8,334	8,819	▲ 485
		1 繰越金	1	1	0			2 還付加算金	131	185	▲ 54
5		雑収入	9,734	9,913	▲ 179	4		予備費	500	500	0
	1	延滞金、加算金及び過料	997	900	97		1	予備費	500	500	0
		1 延滞金	996	899	97			1 予備費	500	500	0
		2 過料	1	1	0			1 予備費	500	500	0
	2	償還金及び還付加算金	8,465	9,004	▲ 539			1 予備費	500	500	0
		1 保険料還付金	8,334	8,819	▲ 485			1 予備費	500	500	0
		2 還付加算金	131	185	▲ 54			1 予備費	500	500	0
	3	雑入	272	9	263			1 予備費	500	500	0
		1 雑入	272	9	263			1 予備費	500	500	0
		合計	5,637,182	5,490,024	147,158			合計	5,637,182	5,490,024	147,158

2 長崎市後期高齢者医療事業に係る会計のしくみ

長崎市



3 平成31年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算のポイント

【歳入】

(1) 1款1項 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	内 容	31年度 当初予算①	30年度 当初予算②	増減 ①-②
1 特別徴収 保険料	年金から天引き (介護保険料が天引きされている年金額が年 間18万円以上の方)	2,610,526	2,491,764	118,762
2 普通徴収 保険料	納付書により納入(上記以外の方、若しくは 介護保険料と当該保険料額を合わせた額が年 金受給額の1/2を超過する方) 又は年金天引きではなく口座振替を希望され る方	1,556,135	1,548,205	7,930
	計	4,166,661	4,039,969	126,692

※ 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

(2) 3款1項 一般会計繰入金

ア 1目 保険基盤安定繰入金

(単位：千円)

内 容	31年度 当初予算①	30年度 当初予算②	増減 ①-②
所得の低い方に係る保険料の軽減(均等割額の7・5・2割 軽減)分及び被用者保険の被扶養者だった方の軽減(均等 割額の5割軽減)分を、一般会計から繰入れる。	1,207,735 (県3/4 905,801) (市1/4 301,934)	1,198,523 (県3/4 898,892) (市1/4 299,631)	9,212 (県3/4 6,909) (市1/4 2,303)

※ 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

イ 2目 事務費繰入金

(単位：千円)

	内 容	31年度 当初予算①	30年度 当初予算②	増減 ①-②
広域連合 事務費	広域連合運営や保険給付に係る人件費及び 事務費のうち本市負担分(※)	153,918	187,179	▲ 33,261
本市 事務費	・事務費 98,102千円 ・予備費 500千円	98,602	53,923	44,679
	計	252,520	241,102	11,418

(※) 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

【歳出】

(1) 1款1項1目 一般管理事務費 【事業費71,894千円】

主な支出

(単位：千円)

細々節	31年度 当初予算①	30年度 当初予算②	増減 ①-②	増の理由
後期高齢者医療 システム構築委託料	44,756	0	44,756	システム導入後10年を経過して おりパッケージソフトのサ ポートが終了することに加 え、サーバー機器が老朽化し ているため。

内訳

ア 後期高齢者医療システム構築業務委託料 44,572千円

債務負担行為 平成31年度(2019年度)44,572千円、平成32年度(2020年度)24,512千円

イ 新サーバー設置用電源整備等委託料 184千円

(2) 2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金 【事業費5,529,310千円】

歳出 歳入項目	広域連合納付金 (単位：千円)			主な増減の理由
	31年度 当初予算①	30年度 当初予算②	増減 ①-②	
保険料 (※1)	4,166,661	4,039,969	126,692	保険料均等割額軽減特例の見 直し等による増
延滞金	996	899	97	
保険基盤安定繰入金 (※2)	1,207,735	1,198,523	9,212	対象人数が増加したことによ る保険基盤安定負担金の増
広域連合事務費繰入金 (※3)	153,918	187,179	▲ 33,261	広域連合が実施する標準シス テムの機器更改が昨年度終了 したことによる広域連合事務 費負担金の減
計	5,529,310	5,426,570	102,740	

(※1) 市は保険料を徴収し、徴収した保険料を広域連合へ納付する。
(高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び第105条)

(※2) 低所得者及び被用者保険の被扶養者だった方に係る保険料軽減分を県3/4及び市1/4の割合で負担し、
市が取りまとめて広域連合へ納付する。(高齢者の医療の確保に関する法律第99条及び第105条)

(※3) 広域連合運営や保険給付に係る人件費及び事務費を県内21市町が按分して負担する。
(長崎県後期高齢者医療広域連合規約第17条第2項)
按分内訳：経費の1割は均等割、5割は高齢者人口割、4割は人口割、本市負担率約28%

4 平成31年度の保険料算定方法

均等割額 (被保険者全員) 45,800円	+	所得割額 (被保険者の前年の総所得 -33万円) × 8.67%	=	保険料 年額最高 62万円
-----------------------------	---	--	---	------------------

- ・同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額が基準以下の場合には均等割額の軽減がある。
- ・制度加入直前に社会保険の被扶養者であった被保険者には所得割額は賦課されず、均等割額も制度加入後2年間5割軽減される。

5 平成31年度の制度見直しについて

(1) 低所得者に係る保険料均等割額の軽減

平成30年度に引き続き、所得基準額が見直され、軽減対象が一部拡大される。

同一世帯内の被保険者と 世帯主の前年の合計所得金額	軽減 割合	軽減後の額
33万円 + (51万円 × 1 × 被保険者数) 以下	2割	36,600円
33万円 + (28万円 × 2 × 被保険者数) 以下	5割	22,900円

※1 平成30年度50万円 ※2 平成30年度27万5千円

(2) 保険料均等割額の軽減特例見直し

ア この制度に入る前日に社会保険の被扶養者だった者に係るもの

該 当 年 度	軽減割合	軽減後の額
平成20年度～平成28年度	9割	4,600円※
平成29年度	7割	14,000円
平成30年度	5割	22,900円
平成31年度	制度加入後 2年間に限り 5割	22,900円

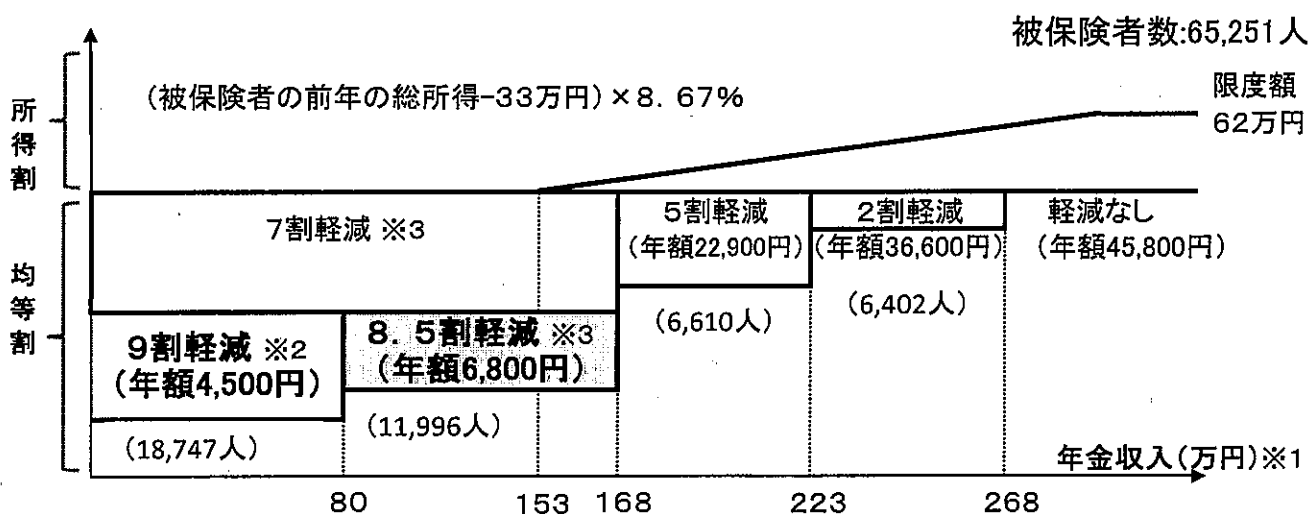
※平成28年度の金額

イ 保険料均等割額の「9割軽減」・「8.5割軽減」の見直し

平成28年12月22日に社会保障制度改革推進本部が決定した「今後の社会保障改革の実施について」を踏まえ、保険料均等割軽減特例(9割、8.5割)について、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて平成31年度から見直されることになった。

なお、現行の9割軽減が適用される低所得者に対しては基本的に消費税率の引き上げに当たって年金生活者支援給付金が支給されることなどを踏まえ、現行の8.5割軽減が適用される者に対し、2019年10月から1年間に限り、軽減特例に係る国庫補助の廃止により負担増となる所要額について特例的に補填を行う。

年度	9割軽減対象者	8.5割軽減対象者
平成31 (2019)	年額 9,100円(8割軽減)	年額 6,800円(8.5割軽減)
平成32 (2020)	年額 13,700円(7割軽減)	年額 10,300円(7.75割軽減)
平成33 (2021)	年額 13,700円(7割軽減)	年額 13,700円(7割軽減)



※1 年金収入:夫婦2人共後期高齢者の被保険者の世帯で、妻の年金収入が80万円以下の場合における夫の年金収入

※2 9割軽減:同一世帯の被保険者と世帯主の前年所得合計額が33万円以下かつ被保険者が年金収入のみで年額80万円以下

※3 8.5割軽減(7割軽減):同一世帯の被保険者と世帯主の前年所得合計額が33万円以下

※被保険者数及び軽減対象者数は平成30年度当初賦課時のもの

(3) 本市及び長崎県後期高齢者医療広域連合の広報

- 4月～7月 本市及び広域連合による広報(ホームページ、広報誌、ダイレクトメール発送)
- 7月中旬 保険料決定通知書発送

6 本市の後期高齢者医療の概要(参考)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)
平均被保険者数(人)	63,060	64,061	64,687	65,521
医療費総額 (千円)	82,598,864	83,590,583	85,268,274	87,324,221
一人あたり医療費(円)	1,309,846	1,304,859	1,318,167	1,332,767
保険料率	(均等割額) 46,800円 (所得割率) 8.8%	(均等割額) 46,800円 (所得割率) 8.8%	(均等割額) 45,800円 (所得割率) 8.67%	(均等割額) 45,800円 (所得割率) 8.67%
一人あたり保険料額※(円)	61,283	61,325	61,082	63,698

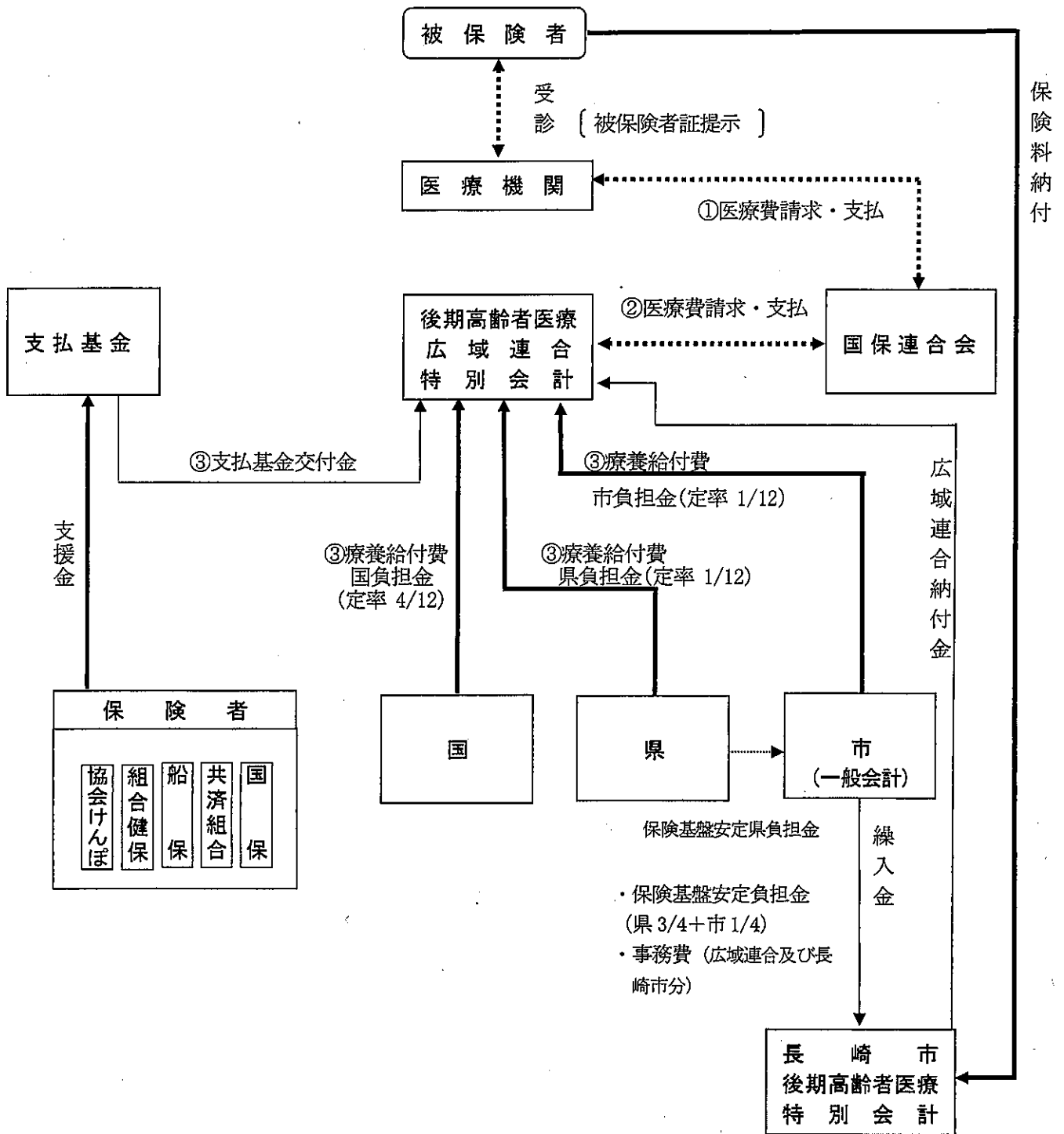
※毎年度6月当初賦課時点において、賦課総額を賦課対象被保険者数で除した金額。

所得階層別被保険者数(人) (平成31年1月末)	現役並み	一般	住民税非課税	住民税非課税 (年金収入80万円 以下など)
	3,356	29,712	16,461	15,540

※平成31年1月末被保険者数合計 65,069人

7 後期高齢者医療制度における医療費の流れ等について（参考）

(1) 医療費等の流れ図



(2) 後期高齢者医療費負担割合

医療等の実施月	保険料	支払基金交付金	公費 (注)			
			合計	国庫負担金	県負担金	市負担金
20年4月～	10/100	40/100	50/100	4/12	1/12	1/12

(注) 公費内での負担割合 (国 : 県 : 市 = 4 : 1 : 1)